

家庭保存版

横浜市立つづきの丘小学校

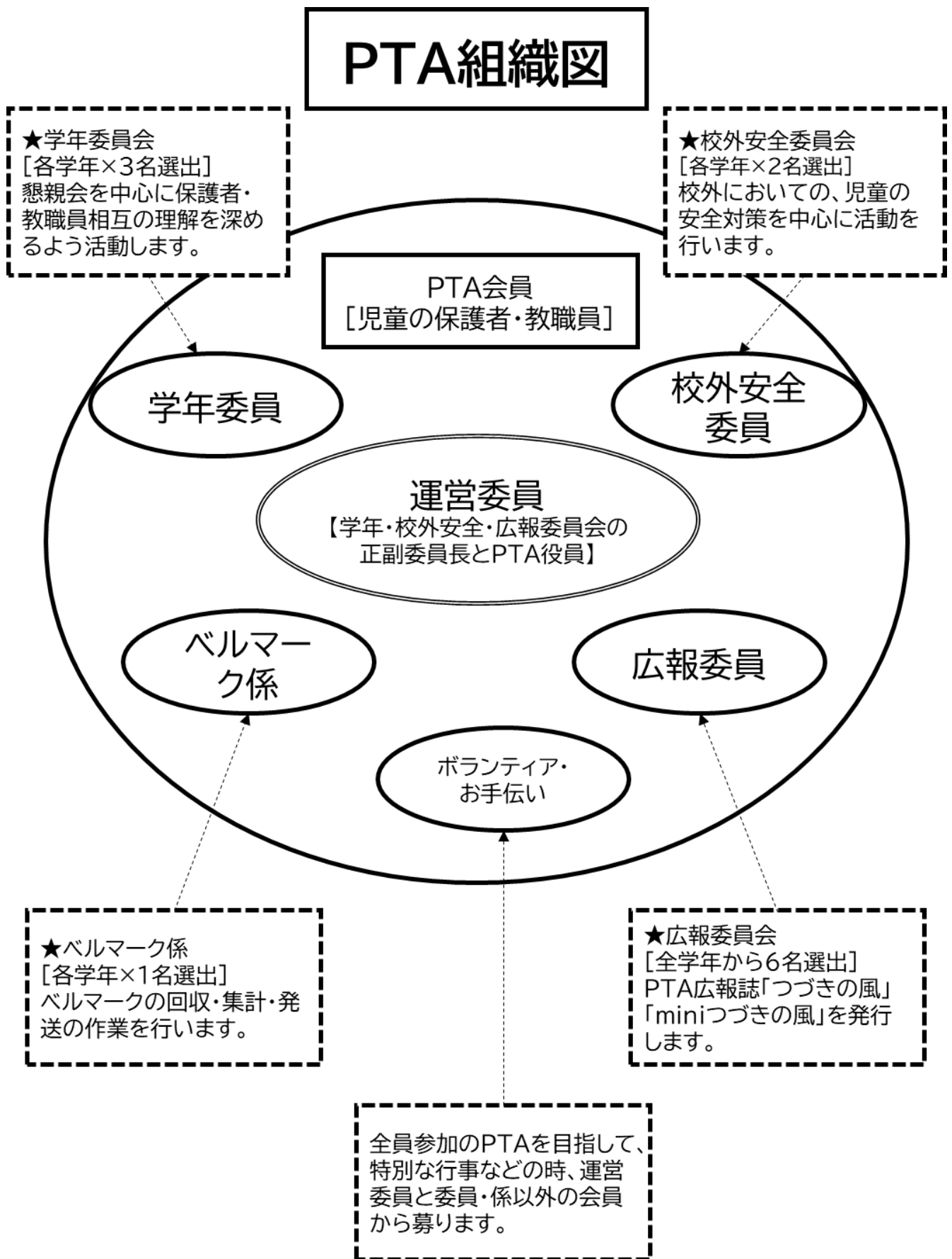
PTA規約



目次

| | | | |
|--------------|-------|--------------|-----|
| PTA 組織図 | 2 | つづきの丘 PTA 規約 | 3~6 |
| PTA 細則 | 7~8 | PTA 慶弔規定 | 9 |
| PTA 個人情報取扱方針 | 10~11 | | |

つづきの丘小学校 PTA 運営委員会



横浜市立つづきの丘小学校 PTA 規約

第1条 名称

1. この会は、横浜市立つづきの丘小学校 PTA(以下、本会)と言います。本会は、横浜市都筑区荏田東一丁目22番1号を所在地とします。

第2条 目的

1. この会は、保護者と教職員が協力しあって、学校と家庭と社会における児童の幸福な成長を図るとともに、会員相互、ならびに地域社会との交流を推進します。

第3条 方針

1. この会は、次の方針に基づいて活動します。
 - ①自主独立のものであって、他の団体や機関の支配干渉を受けません。但し、児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体等に協力することができます。
 - ②いかなる政治的・宗教的・営利的活動にも関与しません。
 - ③学校の管理・人事に干渉しません。
 - ④本会が PTA 活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱方針」に定め、適正に運用します。

第4条 会員

1. つづきの丘小学校に在籍する児童の保護者ならびに同校に勤務する教職員が、本会の会員資格を有します。
2. この会の会員は、すべて平等の権利と義務を持ちます。

第5条 会計

1. この会の運営に必要な経費は、会費およびその他の収入をもって充てます。会費は、一世帯月額 300 円(但し8月を除く)、年額 3,300 円とします。会費には、横浜市安全教育振興会会費を含みます。
2. 会員で特別な事情がある時には、運営委員会の承認を経て、会費の一部または全額を免除することができます。
3. この会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとします。
4. この会の予算および会計監査を経た決算は、総会で承認されなければなりません。
5. この会の会計出納簿は会員の申し出により閲覧できます。
6. その他予算執行に関する事項を細則に定めます。

第6条 役員

1. この会には次の役員を置きます。任期は一年とし、再任を妨げません。

①会長 1名（保護者）

この会を代表し、会務を総括します。また、運営委員会および役員会を招集します。

②副会長 2名（保護者）

会長不在の場合はその代理を務めます。

③書記 3名（保護者2名・教職員1名）

各種文書の発行および会務の記録をします。

④会計 2名（保護者1名・教職員1名）

予算に基づき経理事務、金銭出納をします。

2. 会長は必要に応じて役員会を招集することができます。
3. 役員に欠員が生じた時の補充については、運営委員会に一任します。
4. 役員は、任期満了日から定期総会の日まで、各々定期総会に報告するための必要な活動を行います。

第7条 会計監査

1. この会には会計監査2名（保護者）を置きます。任期は一年とします。会計監査は、年度末に会計を監査し、その結果を総会で報告します。
2. 会計監査は、任期満了日から定期総会の日まで、任期中の会計報告の作成および監査について、定期総会に報告するための必要な活動を行います。

第8条 総会

1. 総会は、全会員をもって構成し、この会の最高決議機関です。
2. 会員の3分の1以上（委任状を含みます）の出席で成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とします。可否同数の場合は議長に一任します。
3. 会員の議決権は、一世帯あたり1票とします。
4. 年度始め・年度末を原則として定期総会を開催します。但し、総会開催が困難な場合、議案の軽重により運営委員会にて協議、承認された場合は、書面決議をもって総会の代わりとすることができます。
5. 総会は次の機能を持ちます。
 - ①役員、会計監査および各種委員会正副委員長の承認または解任すること
 - ②本規約の改廃の承認、および細則に関して報告すること
 - ③予算を決定し、決算を承認すること
 - ④緊急事項として、運営委員会での処理事項に承認を与えること
 - ⑤活動報告および活動計画を承認すること
 - ⑥本会の解散を決定すること
 - ⑦その他重要な事項を決定すること
6. 定期総会のほかに、運営委員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要請があった時は、臨時総会を開くことができます。
7. 総会の招集は会長名で行います。

第9条 役員会

1. 役員会は以下の審議を行います。但し、案件の軽重によって運営委員会に報告、承認を求めます。
 - ①総会および運営委員会で決められた事項に関すること
 - ②各種の原案作成に関すること
 - ③緊急事項に関すること

第10条 運営委員会

1. この会の目的、方針に従った活動を推進するため、総会に次ぐ決議機関として運営委員会を置きます。
2. 役員、学年委員会・校外安全委員会・広報委員会の各正副委員長（役員と各委員会正副委員長を総称して「運営委員」と呼びます）、学校長・副校長が出席します。
3. 各正副委員長の任期は一年とし、再任は妨げません。
4. 運営委員会は、原則として毎月1回（8月を除く）開くこととし、次の事項を審議します。
 - ①各種委員会より提出された諸計画の総合調整
 - ②総会開催にかかる事項
 - ③細則等の制定および改廃
 - ④臨時総会の開催要請
 - ⑤その他必要事項の企画・運営、または決議
5. 決議については、出席した運営委員のうち過半数の同意を必要とします。可否同数の場合は会長に一任します。
6. 学校創立から一度でも運営委員になった会員は、児童の数に関係なく、全ての委員、係を永年免除とします。

第11条 各種委員会と活動内容

1. この会の活動に必要な事項について、企画運営するために各種委員会を置きます。委員会と活動内容は以下の通りです。
 - ①学年委員会
保護者と教職員が相互理解を深めるための活動、成人教育活動、学校環境や保健、給食に関する活動のほか、学年委員会で提案された内容に沿って活動します。また、ベルマーク係を所管します。
 - ②校外安全委員会
児童の校外における生活の向上、安全を図るために学校・地域と連携して児童の安全対策にあたります。
 - ③広報委員会
広報紙の発行など、広報活動を通じ、会員の意識の高揚、PTA活動および学校・地域活動の理解促進を行います。
2. 各種委員会に欠員が生じた場合は、当該委員会が欠員補充の可否を判断します。補充した場合の任期は前任者の残任期間とします。

3. 各種委員会の選出は、細則に定めます。
4. 係の選出は、細則に定めます。
5. すべての委員会活動は、公開を原則とします。

第12条 臨時委員会

1. 特別な事項などで、総会または運営委員会で必要と認めた場合は、臨時委員会を置くことができます。

第13条 改正

1. 当規約は、総会において出席者（委任状を含みます）の過半数の賛成により改正することができます。

第14条 付則

1. この会の規約の改正・廃止は、運営委員会の協議を経て定め、総会に諮ります。
2. この会の細則の改正・廃止は、運営委員会の協議を経て定め、会員に周知します。
3. この規約は、平成11年4月17日より施行します。

※本規約の一部を、平成11年12月7日改正、同日より施行する。

※本規約の一部を、平成12年11月18日改正、同日より施行する。

※本規約の一部を、平成18年5月26日改正、同日より施行する。

※本規約の一部を、平成21年3月9日改正、同日より施行する。

※本規約の一部を、平成23年5月23日改正、平成24年4月1日より施行する。

※本規約の一部を、平成29年3月10日改正、同年4月1日より施行する。

※本規約の一部を、平成30年12月15日改正、同日より施行する。

※本規約の一部を、令和3年4月30日改正、同日より施行する。

※本規約の一部を、令和5年3月15日改正、同年4月1日より施行する。

横浜市立つづきの丘小学校 PTA 細則

第1条 会計規則

1. 会費の徴収および返金は次の通りとします。
 - ①会費は前期、後期にそれぞれ半期分をまとめて徴収します。
 - ②会費は、当月一日以上在籍していた場合、発生するものとし、途中入会、途中退会の場合、在籍月数分の会費を徴収することとします。
2. 予算の執行は次の通りとします。
 - ①役員活動にかかる費用は、事前に会長、会計の承認をもって支出します。
 - ②各種委員会の活動にかかる費用は、事前に各種委員会委員長、会計の承認をもって支出します。
 - ③総会にて承認された予算を超える場合および例外的な支出などは役員と協議の上決定します。
 - ④支出先の領収書（またはこれに代わるもの）を会計に提出し、精算します。
3. 交通費については次の通り支払います。
 - ①交通費は起点を横浜市立つづきの丘小学校とし、実費で精算します。
 - ②社会通念上、常識的と考えられる交通手段、経路にかかる交通費のみ支払います。
 - ③各種表彰のため前年度関係者の同行が必要な場合は、同行者の交通費も支払います。
4. 他団体（都筑区 PTA 連絡協議会、横浜市 PTA 連絡協議会など）にて精算される費用について、二重に請求することを禁じます。
5. 役員や運営委員等には、運営活動に対する協力謝礼品をお渡しします。

第2条 各種委員会・係の選出

1. 各種委員会・係は次の通り選出します。
 - ①学年委員会
 - a. 各学年より 3 名の委員を選出します。
 - b. 事前募集により決まらなかった場合には、過去に運営委員と委員・係の経験がない会員のなかから学校の立ち会いのもとで抽選により選出します。（6 学年と新 1 学年を除く、新 1 学年については新年度の懇談会にて選出します。）
 - ②校外安全委員会
 - a. 各学年より 2 名の委員を選出します。
 - b. 事前募集により決まらなかった場合には、過去に運営委員と委員・係の経験がない会員のなかから学校の立ち会いのもとで抽選により選出します。（6 学年と新 1 学年を除く、新 1 学年については新年度の懇談会にて選出します。）
 - ③広報委員会
 - a. 全校から原則として 6 名の委員を選出します。

- b. 事前募集により決まらなかった場合には、過去に運営委員と委員・係の経験がない会員のなかから学校の立ち会いのもとで抽選により選出します。(6学年と新1学年を除く、新1学年については新年度の懇談会にて選出します。)

④ベルマーク係

- a. 各学年より1名の係を選出します。
- b. 事前募集により決まらなかった場合には、過去に運営委員と委員・係の経験がない会員のなかから学校の立ち会いのもとで抽選により選出します。(6学年と新1学年を除く、新1学年については新年度の懇談会にて選出します。)

第3条 任期

- 1. 運営委員の任期は規約に従います。但し、同一役職の最大任期は原則として3年までとし、3年を超えての継続は、他に候補者がいない場合、かつ運営委員会にて継続可否の審議を行うこととします。なお、運営委員会における審議の際、当該運営委員は議決権を有しません。

第4条 改正

- 1. この細則は、運営委員会において、過半数の賛成により改正することができます。

第5条 付則

- 1. この細則は、平成30年12月15日より施行します。
- 2. 本細則の一部を、令和5年3月15日改正、同年4月1日より施行します。
- 3. 本細則の一部を、令和6年2月15日改正、同年4月1日より施行します。

横浜市立つづきの丘小学校 PTA 慶弔規定

第1条 つづきの丘小学校 PTA 会員及び児童の慶弔については、この規定による事とします。

第2条 慶弔による規定は次のとおりとします。

第3条 弔慰金

- ①会員の死亡に際しては、香典五千円とします。
- ②児童の死亡に際しては、香典五千円とします。
- ③教職員の配偶者・両親・子の死亡に際しては、香典五千円とします。

第4条 祝い品等

- ①児童の卒業に際しては、祝い品を贈ります。
- ②教職員の離任・退職に際しては、花束等の記念品を贈り謝意を表します。

第5条 その他特別な場合は、役員で協議し、決定します。

第6条 役員で協議・決定した事項は、運営委員会に報告し、承認を受ける事とします。

第7条 弔慰金は「つづきの丘小学校 PTA」とし、返礼は一切受け取らないこととします。

第8条 この規定の改定を必要とする時は、運営委員会の審議を経て、総会で決定します。

第9条 この規定は、平成11年4月17日より施行します。

※本規定の一部を平成19年3月1日改定、同日より施行する。

※本規定の一部を平成26年5月26日改定、同日より施行する。

横浜市立つづきの丘小学校 PTA 個人情報取扱方針

第1条【目的】

横浜市立つづきの丘小学校 PTA(以下、「本会」という)が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 運営委員名簿・会員名簿及びその他の個人情報データベース(以下、単に「個人情報データベース」という)の取扱いについて定めるものとする。

第2条【責務】

本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第3条【管理者】

本会における個人情報データベースの管理者は会長とする。

第4条【取扱者】

本会における個人情報データベース取扱者は、運営委員及び運営委員会の許諾を受けた会員とする。

第5条【秘密保持義務】

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6条【収集方法】

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

第7条【周知】

個人情報取扱方針は総会資料、又は文書等で会員に周知する。

第8条【利用】

取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会費集金、管理
- (2) その他の文書の送付
- (3) 運営委員、会員等の名簿の作成
- (4) PTA 活動に必要な諸連絡、管理

第9条【利用目的による制限】

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第10条【管理】

個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者又は管理者の委任を受けた運営委員立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第11条【保管及び持ち出し等】

個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含めファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

第12条【第三者提供の制限】

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第13条【第三者提供に係る記録の作成等】

本会は、個人情報を第三者(前条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)に提供したとき、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

第14条【第三者提供を受ける際の確認等】

第三者(前条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

第15条【情報の開示】

本会は、本人から個人情報の開示・利用停止・追加・削除を求められたとき、法令に沿ってこれに応じる。

第16条【漏えい時等の対応】

個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

第17条【研修】

本会は、運営委員に対して、定期的に個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

第18条【苦情の処理】

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第19条【改正】

本会の「横浜市立つづきの丘小学校 PTA 個人情報取扱方針 細則」は、運営委員会において改正し、会員に周知する。